

平成 6 年 8 月 8 日

死刑制度廃止議員連盟
事務局長 二見伴明

6・609頁)の判旨に基づくものであるが、後述するように犯人の年齢をはじめ福島鑑定にも示されている改善可能遇についてにまったく考慮していない。

- 注 1 朝日新聞1994年8月8日夕刊1面・11面
他6件、読売新聞3件、毎日新聞5件、日本経済新聞3件等参照
- 注 2 アムネスティ・インターナショナルレポート1994・6による。
- 注 3 アムネスティ・インターナショナルによれば、法律に基づいて処刑された者は世界80数カ国で約11,000人おり、そのうち、少年は8人である。少年の死刑については、国際的に鋭い非難がよせられている。なお、アメリカ合衆国における少年の死刑につき注目すべき資料としては、The United States, Law Week, Extra Edition No1. Supreme Court Opinions, January 19, 1982, Vol. 50, No27, Mews Week (1987年10月8日号)によるCupar事件等がある。
- 注 4 論告要旨(平成6年4月4日)1~53頁より
- 注 5 求刑は、「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性、残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その刑責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される」(昭和58年7月8日最高裁判所第二小法廷判決・刑集37・

注 6 弁論要旨(平成6年6月1日)1~84頁より

注 7 最判、昭和58年7月9日第2小法廷、刑集37・6・609、同平成5年9月21日第3小法廷、刑集262・421参照

注 8 本条は、少年の刑事事件に関する事体法的な特則であり、犯罪時18歳に満たない者に対する死刑及び無期刑の緩和ことに死刑廃止を規定した点で重要である。しかし、旧少年法においては、「16歳ニ満タサル者ニハ死刑及無期刑ヲ科セズ」としていたが、新年法では、少年の対象年齢が2歳引きあげられたことに伴うと解される。ただし、少年法第20条は検察官送致の規定を置くことにより、少年法の理念とする家庭裁判所を離れることになる。本来、少年法の理念は、たとえ刑事処分を受けたとしても少年法にいう少年であるはずである。「家庭裁判所に系属される少年だけが少年で、家庭裁判所を離れた少年は範疇外であるとの解釈があるが間違っている」との鋭い指摘もみられる(菊田幸一「少年に対する死刑適用」JCCD64号34頁)

注 9 大阪高判、昭和29年2月9日、高刑7・1・64参照

注 10 団藤二森田『少年法』(ポケット註釈全書)14頁有斐閣

注 11 弁論要旨80頁

注 12 福島章鑑定書より

ある。

こうした少年事件に対する死刑判決につき、もし、死刑制度が存在するからであって一裁判官の力量の限界を大きく超えるべきものであるとするならば、死刑廃止を実現させる以外の解決はないだろう。1989年12月15日に国連総会で採択された死刑廃止条約、死刑廃止の世界的動向、すなわち西欧諸国はすべて死刑を廃止し、いわゆる先進国の中で死刑を存置させているのはアメリカの一部の州と日本だけであること、1985年の「少年司法運営に関する国連最低基準規則」（北京ルールズ）での「死刑は、少年がたとえどんな犯罪を犯したとしても科されてはならない」という規則、1990年に発行した「子どもの権利条約」での死刑禁止、1993年10月の国連規約人権委員会が日本政府に対して死刑廃止に向けて措置を取るようにとの勧告、日本の死刑存置が現実の国際問題、スウェーデン政府から日本人の殺人被疑者の引渡を拒否された問題、1993年4月国会内で結成された「死刑廃止を推進する議員連盟」と死刑制度について今日著じるしい変化が生じてきている。なかでも、日本の憲政史上はじめて、現職閣僚5名を含む、死刑廃止議員連盟は、この死刑事件判決後ただちに次のような声明を出し死刑判決の問題性を世論に訴えたのであった。

最後に、本件の主な争点を整理すれば、①結果の深刻重大性②社会的影響③矯正による改善可能性の3点が挙げられる。しかしながら先にも触れたように福島鑑定等でも証明された改善可能性の問題よりも、社会的影響や結果の重大性により重きを置いた判決といわざるをえない。国民の多くが死刑制度の存置を希望しているという根拠にしてもそれは確たる論拠となってい

ない。国家利益のために殺人犯の生命といえども人権として保障されなければならない。これは平和と民主主義の原点に他ならないはずである。

なお、本稿の作成に際して、主任弁護人の奥田 保弁護士より貴重な文献の援助を受けましたことを心から感謝したい。

声 明

一、少年の死刑事件について少年法51条では、事件当時18歳未満の少年に対しては死刑を適用しない特別の保護規定をも受けている。

被告は事件当時19歳であり、保護の対象にはなりえないものの、被告が「私はこれから生きていく中で、少しでも償うように過ごしていきたいと思っている」と述べていることや、近年の死刑制度の見直しの世論の高まりなどもあり、少年法の本質にのっとり、被告の今後の生きるべき指針となる判決を期待したが、死刑判決には失望を禁じ得ない。

一、この事件は残虐で異常なものである。

しかし、その残虐性を厳しく非難する国家が、死刑という最も残虐な手段で対処することは論理の矛盾である。

私は、人間の生命を奪う権利は国家も含め誰も持つべきではないと考える。

アメリカ36州と日本を除く先進国は、政治家の主導で死刑制度を廃止した。

日本でもこの判決を期に、被害者遺族の補償・救済の在り方を見直すとともに、死刑制度の存廃について真正面からの議論を期待したい。そのために死刑にかんする情報を公開することと、死刑の執行を一定期間停止する時限立法の制定をすべきである。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第6条第5項は、「死刑は、18歳未満の者が行った犯罪については科してはならない」と定めている。犯行時18歳を死刑適用の下限年齢とすることは、戦行の民間人の保護に関する1949年8月12日の第4回ジュネーブ会議の死刑に関する規定で確立されたものである。また、米州人権条約第4条第5項の「死刑に直面している者の無利を擁護するための保護条項第3号にも同様に規定がある。

わが国の少年法第51条は、「罪を犯すとき18歳^(注7)に満たない者に対しては、死刑をもって処断すべきときは、無期徒刑を科し、無期徒刑をもって処断すべきときは、10年以上15年以下において、懲役又は禁錮を科する。」とされている。また、少年法第2条1項は、「この法律で「少年」とは、20歳に満たない者をいい、「成人」とは、満20歳以上の者をいう。」とし、成年であるかどうかを定めるについては、年齢計算に関わる法律及びこれにより準用される民法第143条により、出生日から起算して20年後の応当日の前日をもって満20歳に達したものと解されている。^{(注8)(注9)}

このようにしてみると現行少年法は、行為時18歳以上の少年には一応死刑をも科すことができるとされている。だが、行為時に18歳を超えていた者に対して死刑さえも科すという実体法上の規定はどう考えるべきであろうか。それは、真に少年法の基本理念としてあい入れることができるのであろうか。少年法第1条は、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う……」と規定している。これ

は、少年は未だ成長の過程にあり、その身体的・精神的な発育が不十分であるために保護される存在であると考えられるからで、^(注10)ここにいう「健全育成は、単に少年の保護事件ばかりでなく、刑事事件（少年法20条）にも、当然に及ぶものと解される。したがって、たとえ行為時に18歳を超えた少年であったとしても死刑を科すことは少年法の精神には合致しないことはいうまでもない。主任弁護人の奥田 保氏も言及し^(注11)ているように、被告人は、本件犯行時19歳歳1カ月の年齢にあり、少年法51条によって死刑が禁止される犯行年齢に1年1カ月余加齢しているのみである。その僅か1年1カ月の年月の経過が、一人の人間の生と死を分けるほどに大きな意味をもつ年齢差であろうか。

福島鑑定にも示されているように、19歳の当時の被告人の精神的成熟度は、不十分であったばかりでなく、改善可能性についても本件犯行当時に年齢がもう少し上であったなら、自身の衝動をより適切に統御することができたであろうが、未成年であったためにそれが十分できなかった。また、爆発性精神病質の面についても、犯罪学研究の見地からみて30歳代半ばで終わることが多いとされている。このように、被告人の攻撃性は少年期の一過性のものであると推測されるから、今後の精神の発達とともに十分改善されると期待されるとしている。^(注12)

そもそも、少年に対し特別の措置を講ずるのは人道主義的思想に基づくものであると同時に、近代以降急速に発展した経験科学の成果によるものである。少年法の理念を否定し、鑑定意見も十分にとりあげずに19歳という少年が裁判で死刑判決を受け、その執行におびえながら待つさまは、およそ認められるものではないはずで

情から、現在死刑制度を採用していない国が多くあり、わが国においても一部に根強い死刑反対論があることは弁護人の指摘するとおりであるが、一方において、殺人行為をいかに反復累行しても当該殺人者の生命だけは法律上あらかじめ保証される結果となる死刑廃止に対して、多くの国民が素朴な疑問を抱いていることも、累次の世論調査の結果等が示しているところである。

いずれにしても、死刑が人間存在の根元である生命そのものを永遠に奪い去る冷厳な極刑であり、まことにやむをえない場合における究極の刑罰であることに鑑みると、死刑制度を存置する現行法制のもとにおいても、その適用が慎重に行われなければならないことはいうまでもなく、実際にも、過去数十年の間、わが国において、死刑の適用が極めて抑制的になされてきたことは周知のとおりである。

しかしながら、人の生命が無二、至尊でかけがえのないものであるが故に、多数の者の生命を故なく奪ったことの責任を自己のかけがえない生命で償うほかない場合にも絶無でなく、この理は年長少年に関しても基本的に異なるものでない。さればこそ、少年についても、犯行の罪質、動機、態様、殊に殺害の手段方法の執拗性、残虐性、結果の重大性、殊に殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪質がまことに重大であって、罪刑の均衡の見地からも、一般予防の見地からも、極刑がやむをえないと認められる場合には、なお、死刑の選択も許されると解されているのである。(注7)

そこで、以上のような見地にたって、被告人

の情状を検討すると、既にみてきたように、本件強盗殺人等事件は、電気コードで頸部を絞めつけ、あるいは、その家族の眼前で、柳刃包丁で刺突し殺害するなど犯行態様は残虐、冷酷であること、金目当てに、被告人とは何の関係もなく、何の落ち度もない4人もの尊い生命を理不尽に奪うという誠に身勝手な動機に出たものであること、その結果も極めて重大かつ深刻であること、遺族の被害感情は峻烈で、被告人の極刑を望んでいること、一家4人を皆殺しにするという類稀なる凶悪事犯であり、社会的影響も甚大であること、被告人は、本件強盗殺人等事件以外にも、傷害、強姦、恐喝、窃盗など多数の犯行に及んでおり、被告人の凶暴性、反社会的性格は顕著であることなどに鑑みると、被告人の刑責は誠に重大というほかなく、被告人の年齢についても、犯行時少年であったとはいえ、本件強盗殺人事件を敢行したときは、19歳の年長少年であって、身体的には十分発育を遂げ、知能も中位を保持し、すでに婚姻をし、民法上は成年に達したものとみなされる立場にあった上、母親の援助を受けながらも職業に就いて自立し、ある程度の社会経験を積んでおり、酒、煙草を常用するなど生活習慣は成人と変わるところがないことを考慮すると、前述したような被告人のた芽に酌みうる諸事情を十分考慮に入れ、あわせて死刑の重大性にさらに思いを致してみても、被告人に対しては、罪刑の均衡の見地からも、一般予防の見地からも、G、Hに対する強盗殺人及びJに対する殺人罪に関し、極刑をもって臨まざるをえないとした。

おわりにかえて

れていじめられ、以来落ちつかない生活を
送ったという劣悪な家庭環境におかれ、
そのために不遇感を抱いて育ったと認めら
れるものの、被告人と同様の環境に育った
実弟が特段の問題行動を起こしていないこ
とを考えると、かかる環境的負因を被告人
について特に重視することはできない。平
成元年5月、他校生に乱暴し、金銭を要求
するなどしたことを契機に高校を2年で中
退した後の被告人は、家庭的暴力がひどく
なり、転職を繰り返し、折角稼働するよう
になった祖父の店も、精勤したとはいえず、
かえって、祖父に対しては、平成2年1月
に祖父方に赴き、就寝中の同人の顔面等を
足蹴りするなどして同人に水晶体脱臼、硝
子体出血の重傷を負わせ、その視力のほと
んどを失わせたばかりか、平成4年1月に
も被告人からの危害をさけるため、店舗内
で寝泊まりしていた祖父のもとに店の窓ガ
ラスを割って侵入したうえ、就寝中の同人
を起こして現金110万円などを奪い取るな
どしているのであって、その行状は甚だ芳
しくない。

これに対し、被告人は、犯行時19歳、
現在でも21歳の若年であり、その人格に改
善更生の余地が全くないとまではいえない
こと、現在では一応反省の態度を示し、殺
害した被害者の冥福を祈っていることに加
え、被告人の実母が、同女との接触を拒否
しているC女を除く他の被害者に対する関
係では、いずれも誠意ある謝罪をしたうえ、
所有するマンションを売却するなど可能な
限りの方法で資金を作り、第1の傷害事件
の被害者Aに対しては金45万を支払って示

談を遂げてその宥恕を得、第2の傷害及び
強姦事件の被害者Bに対しては金155万
8475円を支払って同様に示談を成立させ、
第4の傷害及び恐喝事件の被害者Dに対
しては、いまだ示談成立に至らないものの、
治療費、休業損、慰謝料の内金として金50
万円を現金書留郵便で送付し、第5の傷害
及び窃盗事件の被害者Eに対しても、Dに
対するのと同様に、損害金として合計50万
円を送付するなどして被害弁償に努め、H
一家に対する関係でも、その菩提寺に墓参
のうえ、供養のための喜捨をするなどして
被害者の冥福を祈っていることが認められ
る。

5. 争点の検討

本件各犯行の罪質、態様、犯行に至る経緯、
被告人の性格等に照らして検察官は死刑を求刑
するのに対し、弁護人らは、①死刑が人の生命
を奪う極刑であり、その適用に当たっては被告
人のために酌みうる諸事情を充分考慮に入れる
べき、②被告人のような可塑性に富む若年者に
対する極刑の適用は特に慎重であるべき、③死
刑廃止はいまや世界的な趨勢になっていること、
④犯行時少年であり、その人格に改善更生の余
地が認められる被告人に対しては、少年の健全
な育成を期し、少年の性格の矯正と環境調整を
目的にかかげ、18歳未満の者の犯した犯罪につ
いて死刑の適用を禁止している少年法や同様の
規定を有する児童の権利条約の精神などに照ら
しても、死刑を科すべきでない旨を主張する。

たしかに、国際的にみると、それぞれの国の
歴史的、政治的、社会的、文化的その他の諸事

対するいささかの畏敬の念をも見い出すことができない。

さらに、一家に対する犯行の結果は、回復不可能なあまりにも重大かつ深刻なものであり、殺害されたF、G、H、Jの無念の思いは察するに余りあるといわなければならない。

本件犯行までの一家は、G女が前夫と離婚後フリーのカメラマンを始めたころ、同じフリーのカメラマンをしていたHと知り合い、両名は、昭和62年3月に再婚し、株式会社Zを設立し、Gが代表取締役、Hが取締役となって共にその経営にあたる一方、家庭においてはHの実母Fは子、孫と同居して余生を過ごしており、C女の妹Jは、保育園に通園するいたいけな4歳の幼児であり、高校一年生のCはクラスの副委員長をしたり、演劇部や美術部で活動をし、将来は美術関係の大学に進学を夢見るごく普通の高校生であって、慎ましくも平穏な暮らしを営む家庭であり、本来であれば、C、Jの成長を暖かく見守り、会社Zの経営を盛り立てて、平穏に生活できたはずであるにもかかわらず、一家五人のうちC女を除く4人までもが被告人の凶行によって恐怖、驚愕、無念のうちに非業の死を余儀なくされ、その間強取された金品も、現金は合計約34万円、預金通帳等合計9冊の現金合計は約424万円余りと多額に上り、見ず知らずの男に自宅に侵入され、一方的に背後から刺突され、瞬時にして生命を奪われたJ児やその母Gの無念さ、当初の攻撃により致命傷を受けておりながら、再度の攻撃に身を晒されて非業の死を遂げた一家の主人

であるHの舌痛、仰向けに倒れた体の上に馬乗りされ、電気コードで無惨にも頸を絞められて殺害された祖母Fの無念、いわゆる通り魔ともいふべき被告人の獣欲の犠牲に供されて凌辱され、さらには家族に対する一連の酸鼻を極めた凄惨な殺戮現場の中で、長時間にわたって、被告人の一挙一動に肝を潰し、神経を摩耗、泣訴哀願して幸いにも一命をとりとめたC女の身も凍るような恐怖と戦慄は、筆舌に尽くしがたく、その精神的衝撃は、察するに余りあるものといわなければならない。現にC女は、犯行から1年5カ月を経た期日外尋問の際にも「他の人が手に包丁を持ったまま振り向いたりすると、刺されるんじゃないかと思って恐怖を感じるし、夜は、ほとんど一人で出掛けなくなった。」などと述べてその一端を窺わせる供述をしている様であり、捜査公判を通じて被告人に対し極刑を望む心情を吐露しているのであって、家族全員を奪われたC女の被害感情、処罰感情の峻烈さは十分に理解できるところである。また、平穏な家庭に入り込み、これを一夜にして破壊し尽くした本件犯行が社会に与えた衝撃は図り知らない程大きいものがあるというべきである。

(4) 本件各犯行に至るまでの被告人の生育歴、行動をみると、被告人は、小学校の高学年のころから中学生のころまでは、父親の遊興、事業の失敗で、暴力団から追いかけるようになり、親子はその間、身をやって転居し、小学校も3回にわたって転校を余儀なくされ、父母の離婚に伴う改姓などにより心ない仲間から「片親」と揶揄さ

ステスを同店関係者に無断で連れ出し、被告人方に宿泊させたことで、同月12日ころ、暴力団関係者から現金約200万円の支払いを要求され、この金員を工面するために強姦致傷事件の際に住所等を知ったC女の住むマンションに侵入し、金員を窃取しようとしたのが発端であるが、そのような事態は、アルバイト先の商店を辞め、定職に就かず、無為徒食の放埒な生活を送る中で、前記のような身勝手な行動に走った被告人の自ら招いたものであっておよそ同情に値しないというべきである。

F女殺害の動機は、同女に対して預金通帳を差し出すように要求したのに相手がこれに従わずかえって警察に通報しようとしたため、F女を突き飛ばしたところF女から顔に唾を吐きかけられ憤激したというものであり、これによれば、F女に対する殺害行為はあらかじめ計画されたものではなく、被告人の顔に唾を吐きかけたことによって誘発された偶発的なものと認められるが、しかし、F女は被告人に突き飛ばされた際右尺骨及び右脛骨を離断骨折するという重傷を負わされていることを思えば、F女がせめてもの抵抗として被告人の顔面に唾を吐きかけたことをもって危難を自ら招いたものと評価することはできない。

被告人は、その後、刃物を手にして家人の帰宅を待ち構え、帰宅した順にG女、Hと次々に殺害したのであるが、G女殺害の動機は、同女が策を用いて外部に通報したりするのではないかと警戒したもの、H殺害の動機は、会社Zにある預金通帳を取りに行く間に同人が警察に通報等するのを恐

れたものであって、これからの殺人は、あらかじめ用意していた刃物を使用し、かつ、明確な目的的行為として遂行されたと認められるところからすれば、もはや偶発的なものということとはできず、G女やHは、なんら被告人に逆らわず、むしろ積極的に被告人の要求に応じようとする態度にでたのに、まったく無抵抗の状態のまま卑劣にも背後から刃物で刺されて、理不尽にもその生命を奪われてしまったのである。

J殺害の動機も同兇が目を覚まして泣き叫ぶことで前夜来の犯行が露見することを恐れ、口封じのために行ったものであるが、Jはすでに前夜被告人と共に食事をするなどして被告人と知り合っていたのであるから、翌朝被告人を見かけたからといっていきたり泣いたり騒いだりすることは予想されず、また、F、G、Hの遺体はJの目に簡単にふれるような位置、状況になかったし、その場にC女もいたのであるから、Jに惨劇を知られないようにして泣いたりするのを防止する手だてはいくらもあったのに、被告人に背を向けて上半身起き上がったJの背後からいきなり柳刃包丁で胸を刺し貫いて死亡させ、無残にも幼い生命を摘み取ってしまったのは、いかにも無益、無意味な所業というほかなく、誠に言語道断である。

このように、各々犯行は短絡的、自己中心的で、およそ自分の意に沿わないような行動をとる者やその可能性のある者に対しては、卑劣にもその背後から呵責無く攻撃し、生命すらも躊躇なく奪うという酷薄なものであって、そこには人の生命や尊厳に

してもこれを強姦し、さらに傷害を負わせるなどしたのであるが、各々犯行の際の被告人の行動をみると、F女を殺害した後、同女の死体を布団の中に入れて、寝ているように見せ掛け、犯行の隠匿工作を行い、その後外出して自動販売機で煙草やジュースを買って同宅に戻り、一服してから平然と金員の物色を始め、F女の財布の中から現金約10万円を発見して強取し、間もなく帰宅してきたCらに対して、「祖母Fは睡眠薬で眠っているだけだ。」などと申し向けて安心させ、G女に対しては、娘の眼前で、伏せている背中を柳刃包丁で立て続けに5回も突き刺し、G女が痛みと苦しんで呻き声をあげ、身をよじって仰向けになり、足で床を蹴りながら1メートルくらいずり動いて床に置いてあった被告人のジャンパーに近づくと、被告人は容赦なくその脇腹を足で蹴り付けてどかせ、母親が刺され恐怖におののくC女にG女の足を持たせて絶命寸前のG女の体を居間から南側洋間に運び込み、保育園から帰宅するJの眼のふれないようにするとともに、C女に床の血痕や失禁の痕を拭かせ、Jが帰宅するとC女に食事の用意をさせてJに食べさせ、C女及び被告人の両名も一緒に夕食をとり、その後気分転換と称してC女を強姦し、Hに対しては、背中を柳刃包丁で突き刺して動けなくし、苦痛のさ中にあるHから預金通帳や印鑑のありかを聞き出すや、すでに瀕死の状態であるHを柳刃包丁で更に一突きして殺害し、その後、恐怖感におびえ、また前記のようにまだ生きていたと思込まれていた祖母Fの身に更に危害を加えら

れることを案じて抗拒不能の状態にあるC女を意のままに操り、G・Hの経営する会社Zに案内させ、置いてあった預金通帳等を持ち出させ、ホテルでC女と一夜を過ごし、翌朝戻ってJを刺した後、「痛い、痛い。」と苦しみがくJを目の前にして、C女に対し、「妹を楽にさせてやれ。首を絞めるとかいろいろな方法があるだろう。」などと申し向け、警察官が同宅に踏み込んだ際には、冷蔵庫の上に置いてあった文化包丁を取って、C女に持たせ、「俺を脅しているように持て、俺逃げるから。」などと言って、あたかもC女が犯人であるかのように仮装し、自らは逃亡を企てたりし、さらに逮捕された当初、被告人は、警察の取調べに対し、H宅での本件各犯行を全面的に否認し、さらにはC女とは親しい間柄にある旨述べていることが認められるのである。

以上、鑑るならば、被告人は、いささかの躊躇も逡巡もなくかかる凶悪な犯行を次々に敢行していく中であって、極めて冷静に行動していること、また4人もの生命を奪ったことについての一片の悔恨の情も感じさせない平然とした態度をとっていたことが窺われるのであって、金品強取に向けて終始冷静かつ執拗に行動するとともに、被害者らが痛み、悶える様を目の当たりにしても一向に意に介さない冷酷非道この上ない所業は、とても人間のすることとは思われぬというほかない。

次に、各々犯行の動機についてみると、被告人は、平成4年2月6日ころ、千葉県市川市内にあるスナックのフィリピン人ホ

めたものである。

- (2) 各犯行についてその犯情をみると、第1のAに対する傷害の初行は、その運転する車両の走行速度が遅いと因縁をつけ、まったく無抵抗の被害者を運転席から引きずり出し、手拳や鰻焼台用鉄筋などで多数回殴打したというまったく一方的なものであり、第2のBに対する傷害、強姦の犯行は、深夜、仕事を終えて1人で帰宅する被害者を認めると、自己の鬱屈した気分を晴らすというだけの目的で、道を尋ねる振りをしてこれに近づき、いきなりその顔を正拳の要領で殴打して加療約3か月半を要する鼻骨骨折等の重傷を負わせた上、更にB女を強姦する目的で、被告人運転車両に押し込み、病院に連れて行くように装って被告人方に連行し、強いて同女を姦淫したという極めて一方的、暴力的、通り魔的な身勝手極まりないものであって、自己の欲望を満足させるためには手段を選ばない悪質な犯行であり、第4のDに対する傷害、恐喝の犯行は、自動車の運転方法に難癖をつけ、鰻焼台用鉄筋で被害者の頭部や左半身を見境なく滅多打ちしたうえ、後日被害者から金員を喝取する意図のもとに、その際利用する目的で、暴力団員を装って同人の運転免許証を取り上げたものであって、凶器を使用した悪質な犯行といわざるを得ず、第5のEに対する傷害、窃盗の犯行は、第4と同様、Eの自動車の運転方法に難癖をつけ、所携の折りたたみ式ナイフで座席に座っていた無抵抗の被害者の身体をところ構わず何十回も切り付けあるいは突き刺し、被害者が全身血まみれになって命から

がら逃げ出すまでそれを続けた上、後日被害者から金員を喝取する意図のもとに、その際利用する目的で、Eの運転免許証等を持ち去ったというもので、他人の痛みなどまったく顧慮しないまことに冷酷、凶暴かつ非人間的なものである。

- (3) 次に、第3、第6ないし第11の各犯行についてみると、第3のC女に対する強姦致傷の犯行は、当時高校1年生であったC女が深夜まで勉強した後、シャープペンシルの替え芯を買いに自転車で外出したとき、たまたま通りかかった被告人運転車両に追突されたのがきっかけで、被告人の車に乗せられ、その車中で折りたたみ式ナイフで頬を切りつけ、手の指の間に刃先を差し込んでぐりぐりといじるなどの暴行、脅迫を加えられた末、被告人の住むアパートに連れ込まれ、2度にわたって強いて姦淫されたというもので、自己の欲望の赴くままに高校1年生の少女を傷つけたうえ弄び、いまだに頬の傷痕が残る極めて凶悪な犯行といふべきである。そのとき被告人は、被害者の生徒手帳を見てその氏名、住所等を知ったことから、第6の、窃盗目的で同宅へ入り込み、その後強盗に居直って、祖母Fを電気コードで絞殺し、現金を強取した上、それでは足りないとして、柳刃包丁を持ち出して家族の帰宅を待ち構え、第7ないし第11のとおり、Cが母親のGと帰宅すると、先ずGを右包丁で刺し殺し、次いで父親のHが帰宅すると、これをも刺し殺して金品を強取し、翌朝、犯行の発覚を防止するという目的から、4歳になるC女の妹Jをも刺し殺したほか、生き残ったCに対

より、今後かような凶悪犯罪が二度と起こらないようにするための戒めとすることが、司法に課せられた責務であると確信する。

よって、相当法条適用の上、被告人を死刑に処し、押収してある折りたたみ式ナイフ一本を没収するを相当と思料する。

3. 被告側の主張 (注6)

被告人の主張を要約すると以下の通りである。

被告人の犯した本件各犯行は、いずれも執拗または重大事犯であるが、①被告人は本件各犯行当時、爆発型精神病質・類てんかん病質等の状態下で心神耗弱の状態下にあったものであり、②被害者側には、H家以外の者に対する犯罪については、程度の差こそあれ、いずれもその発端には、被害者側にも違法な行為、好ましくない行為、または不注意などがあり、これらがきっかけとなって、ことが発展してしまったものであり、H家に対する犯行については、その重大性にもかかわらず、被告人がこの事件を敢行しようとして試みるにあたっての被告人の思考過程がずさんであり、精神未発達少年の犯行であること、それは殊に、C女において、その気になれば被告人の犯行を第三者又は警察に通報でき、被告人を警察に逮捕させ、できるだけ被害をくい止めることができたことが遺憾に思われること、③被告人は父親が倒産し、暴力団に家を荒らされる体験をもち、またその後は離婚家庭の中で十分な訓育を受ける機会を逸したまま成長したものであること、④H家を除く各被害者に対しては、被害弁償を終了して減刑嘆願書を貰ったり、または示談未成立の場合でも精一杯示談のために尽くし、相当と思われる金額の弁

償がなされていること、H家に対する事件については、金銭賠償はできないが、被告人側としてその母や弁護人の補助者が中心となり、できるだけ供養をなし、誠意を示していること、⑤被告人の将来の改善可能遇が大であり、本件についての反省の度も深いこと、⑥死刑廃止は先進国際社会の常識と化しつつあり、先進国中死刑存置しているのは、合衆国の一部の州と日本だけでありこと、⑦日本国内でも、日本の憲政史上はじめて、現職閣僚5名を含む「死刑廃止を推進する議員連盟」が、平成6年4月6日に発足したこと、⑧少年の健全な育成を期し、少年の性格の矯正と環境調整を目的にかかげた少年法の精神（同法1条）によって、犯行時、18歳に満たない者に対しては、死刑を科さないことの規定（51条）が存在すること並びに同様の「児童の権利に関する条約」（37条）が存在することなどの諸点を鑑み、被告人に対し、検察官求刑にも拘わらず、死刑を科すべきではないとする。

4. 千葉地裁の判断

(1) 本件は、傷害、強姦、強姦致傷、強盗殺人、殺人、強盗強姦、恐喝、窃盗の事案であって、被告人が、平成3年10月から平成4年3月までの5か月間に、14回もの悪質な犯罪を反復累行し、それによって直接被害を被った者の数は9名に達し、うち5名の男女が加療約10日間ないし3か月半の重軽傷を負い、かつ、5名のうち女子高生を含む2名の若い女性が無理矢理貞操を奪われ、更に、4歳の幼児や83歳の老女を含む男女4名の生命が失われるという重大な結果を生ぜし

同女から、右通帳及び印鑑を受け取ってこれをも強取した。

(10) J に対する殺人事件

(起訴罪名・殺盗殺人)

C女を伴って市川市のホテルに赴き、一夜を過ごした後、平成4年3月6日午前6時30分ころ、再びC女を伴ってCの住居に戻り、同所でしばらく時を過ごしているうちに、寝室で寝ていたJ(当時4歳)が目を覚ましたところから、Jが父母らの死を知って泣き叫んだりすれば、隣家の住人などに前夜の犯行が察知されると考え、その発覚を免れる目的で同児を殺害することを決意し、同日午前6時45分ころ、前記カウンター付き食器棚のカウンター上に置いてあった柳刃包丁を右手に持ち、寝室に入り、被告人に背を向けて布団上に上半身を起こして座っていた同児に近付き、その背後から、左手で同児の頸の辺りを押さえ付けながら、殺意をもって、その背部を右包丁で1回突き刺し、同児を背部刺創により失血死させし殺害した。

(11) C に対する傷害事件

平成4年3月6日午後6時50分ころ、寝室において、C女から「どうして妹まで刺したの。何でこんなことするの。」などと責められるや、これに立腹し、C女に対し、所携の柳刃包丁でその左上腕部及び背部を切り付け、よってC女に対し、加療約2週間を要する左上腕、背部切創の傷害を負わせた。

2. 原告側の主張(求刑) (注4)(注5)

要旨は以下の通りである。

本件は、強盗殺人罪の中でも犯情時に悪質な事案であること、金欲しさのゆえに4人もの人を殺害するという身勝手な動機に酌量の余地はまったくないこと、電気コードで頸部を締め付け、あるいは、その家族の眼前で、柳刃包丁で多数回にわたって刺突して殺害しているなど犯行態様が残虐・執拗・冷酷であること、H一家5名中F・G・H・Jの4人までが殺害されたという結果があまりにも深刻重大であること、遺族の被害感情は極めて峻烈で、心底より被告人の極刑を求めていること、全国的に見ても、たぐい稀な悪質、凶悪事犯であり、社会的影響も強烈甚大であること、被告人は、H一家に対する強盗殺人等事件の他にも、多数の粗爆犯行に及んでおり、被告人の粗爆性、犯罪性は極めて強度で、すでに固定して矯正の余地がないこと、被告人が真摯に反省悔悟しているとは到底認められないことなどの事情があるので、被告人の実母において、H家関係以外の事件の被害者に対しては、誠意ある謝罪と金銭賠償をし、大部分につき示談が成立しているほか、H一家に対する関係でも、その菩提寺に供養のための寄贈をするなどして被害者の冥福を祈っていること、被告人が犯時19歳2カ月の少年であることなど被告人にとって有利なないしは斟酌すべき一切の事情を十分に考慮し、さらに、少年に対する極刑の適用はとりわけ慎重にされるべきであることを考慮しても、被告人に対し罪一等を減ずる余地は一片も見い出すことが出来ず、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも、被告人に、一命をもって大罪を償わせることに

せになっているG女の左腰部付近から、包丁を逆手に持ってその背部をたて続けに5回突き刺し、よって、G女を背部刺創により、失血死させて殺害した。

(8) Cに対する強盗強姦事件

G女の言葉から、Hの帰宅が午後11時ころになることを知るや、同人から金品を強取するためその帰宅を待つこととし、その間に、C女（当時15歳）を強姦して気を紛らわせようと考え、同日午後9時20分ころ、居間において、極度に畏怖し抗拒不能の状態に陥っていたC女に対し、前記柳刃包丁を突きつけ、「服を脱げ。」等と申し向けて脅迫し、逡巡する同女のワイシャツの襟を引っ張ってボタンを引きちぎるなどの暴行を加えて、その反抗を抑圧し、全裸にさせると、寝室のベッド上に寝かせ、自己も衣服を脱いで全裸となってC女に覆いかぶさり、強いて同女を姦淫した。

(9) Hに対する強盗殺人事件

C女に対する姦淫行為を継続中の同日午後9時40分ころ、予期したより早くH（当時42歳）が帰宅したため、慌ててC女的身體から離れて台所に行き、衣服を身につけると、カウンター付き食器棚のカウンター上に置いてあった前記柳刃包丁を手にして、食器棚の陰に隠れ、居間に入ってきたHが、寝室のベッドで横になっているCを見て、「C、寝てんのか。」と声をかけている間に、金品を強取する目的で、いきなりその背後から、柳刃包丁で左肩を1回突き刺し、その反抗を抑圧し、負傷して座ったまま動け

ない状態のHに対し、「俺はこういう者だ。」といて所持していた暴力団員の名刺を見せ、「ある記事が載って組が迷惑している。取材しただろう。」などと架空の事実を申し向けて因縁をつけた上、「通帳や現金や何でもいいから300万円位出せ。」などと申し向け、Hの指示でC女が同宅内から探し集めてきた現金約16万円、F名義の郵便貯金総合通帳1冊（額面約257万円）及び総合口座通帳1冊（額面約103万円）を強取したうえ、さらに、Hから、同人の経営する会社Zに行けば別の預金通帳及び印鑑がある旨を聞き出すと、それも強取しようと考え、C女をしてZ株式会社従業員のIに対してこれから通帳を取りに行く旨伝えさせ、翌6日午前零時20分ころ、居間で動けないで横になったままのHを残し、C女を伴い、マンション1階まで行ったところで、Hが警察に通報等するのを防止するために同人を殺害することを決意し、C女をマンション1階に残して同宅に戻り、前記柳刃包丁を持ってHに近づくと、殺意をもって、その背部を1回強く突き刺し、よって、背部刺創により失血死させて殺害し、H殺害後、反抗を抑圧された状態のC女を自車に同乗させて同女の道案内で株式会社Zに赴き、同日午前零時40分ころ、「人がいるんじゃあヤバイから、俺待ってるから、行ってこい。」と命じてC女を1人でZ会社に行かせ、C女が同社従業員で寝泊まりしているIに「ヤクザが来ていて、お父さんの記事が悪いとお金を取りに来ている。」と告げてH、Gらの名義になっている預金通帳7冊（額面合計約63万円）及び印鑑7個を持って被告人の待つ自動車まで戻ってくるや、

葉縣市川市内のCの住居に入ると、玄関に入ってすぐの北側洋間からテレビの音が聞こえたため、中を覗き、同室内でF女（当時83歳）が寝ているのを確認した後、玄関の突きあたりにある居間に入って現金や預金通帳等を物色し始めたが、目的物がなかなか見つからなかったところから、この際手っ取り早くF女を脅迫して同女から現金等を強取するしかないと決意し、右洋間に行って寝ていた同女の脚の辺りを蹴りつけ、F女に対して危害を加える氣勢を示しながら「通帳を出せ。どこにあるんだ。」などと申し向けて脅迫し、寝込んでいたところを突然に起こされたうえ、高齢のため抵抗することもままならないF女の反抗を抑圧し、F女をして同室出入口付近にある棚に置かれた財布内から現金約8万円を取り出させてこれを強取し、更に、室外に逃れようとしたF女の後襟首を鷲掴みにして、「通帳はどこだ。」などとかさねて申し向け、同女の身体に危害を加える氣勢を示して脅迫し、同女が通帳を探している間、小用のためトイレに入ったところ、この隙に同女が居間に出てきて受話器を取り上げ、電話をかけようとしたことから、咄嗟に体当たりをしてF女をその場に仰向けに突き倒し、覗き込めようにして同女に対し「何をするつもりだったんだ。」などと言うと、同女が被告人の顔面に唾を吐きかけてきたため激昂し、殺意をもって、同居間において、仰向けに倒れていた同女の腹部付近に馬乗りとなり、たまたま同所に置かれていた電気の延長コードを手にとって頸部に一周させて前頸部で交差させ、その両端を両手で持って絞め付け、一度力を緩め

るとF女が起き上がる気配を示したので再度力を込めて数分間絞め続け、同女を絞頸による窒息死させて殺害したうえ、死亡したのを確認すると、同女の頸部に巻かれていた電気コードを抜き取り、死体を引きずって北側洋間に敷かれていた布団に寝かせた後、一度同宅から外出して付近の自動販売機で煙草とジュースを買って再び戻り、更に室内を物色して北側洋間内の出入口付近にある棚に置かれていたバッグ内にあったF女の財布の中から現金約10万円を強取した。

(7) Gに対する強盗殺人

引き続き前記の居間内で金員を物色していたところ、前同日午後7時すぎころ、G（当時36歳）及びCの両名が帰宅したため、あらかじめ台所流し台の下から冷蔵庫の上に移しておいた数本の包丁のうち、刃体の長さ約22.5センチメートルの柳刃包丁一本を持って、台所にあるカウンター付き食器棚の陰に隠れ、両名が居間に入るや、金品を強取する目的で、両名に包丁を突きつけ、「静かにしろ。」「あんまり騒ぐと殺すぞ。」「ポケットの物全部出せ。」などと申し向けて脅迫し、両名の反抗を抑圧し、所持金品をすべて出させたうえ、両名に対し「伏せになれ。」と言って床に並んでうつ伏せになるように命じ、その要求どおり両名が床にうつ伏せになるや、母親のG女の方は頭がきれそうな感じなので策を練って警察に突き出すような行動に出るのではないかと危惧し、動きを封ずる意図の下に、その背部を数多く刺突すれば同女が死に至るべきことを認識予見しながら、敢えてうつ伏

行により、C女に対し、加療約2間を要する顔面挫創、左手挫創の傷害を負わせた。

(4) Dに対する傷害及び恐喝事件

平成4年2月25日午前5時ころ、普通乗用自動車を運転して千葉縣市川市河原路上を進行中、後続していたD（当時22歳）運転の普通乗用自動車の直前で急停止して同車を停止させ、自らは降車して、運転席にいるDに近づき、「煽ってんじゃねえよ。」などと申し向けてその運転方法に難癖をつけ、開いていた運転席側の窓から手を差し入れて同車のエンジンキーを抜き取ったうえ、自車に戻り、これを取り戻そうとして追いつがってきたDに対し、自車の後部トランク内から取り出した全長約112センチメートルの鰻焼台用鉄筋でその左側頭部を1回殴打し、両腕で頭を抱え蹲った同人の左半身を更に多数回にわたって殴打する暴行を加え、よってDに対し、安静加療10日間を要する頭部挫創の傷害を負わせた。

また、同月25日午前5時すぎころから同日午前6時ころまでの間、右暴行で畏怖したDから金員を喝取しようとして企て、Dが運転してきた車両の運転席に乗り込み、同人を助手席に乗車させて、右走行中の同車内において、Dに対し、暴力団員を装い「おめえ、どうするんだよ。」「俺らの相場じゃ、こういう場合は7、8万なんだよ。」「金曜日までに用意しておけよ。」「免許証を出せ。」「免許証はそんときに返すからな。」などと申し向けて金員及び免許証の交付を要求し、これに応じなければ、更にその身体に危害を加えるかのような氣勢を示して

同人を脅迫し、これに畏怖した同人から、その場で、同人名義の自動車運転免許証1通を喝取した。

(5) Eに対する傷害及び窃盗事件

平成4年2月27日午前零時30分ころ、普通乗用自動車を運転して埼玉県岩槻市路上を進行中、E（当時21歳）運転の普通乗用自動車に追い越されたことから立腹し、同車が同所付近で赤信号のため停止した際、その前方に自車を停止させてE運転車両の進行を阻み、降車してきた同人に対し、「ヤクザ者をなめんじゃあねえ。」などと申し向けながら、ズボンのポケットから折りたたみ式ナイフを取り出し、「これで刺してもいいんだぜ。」と言ってEの左大腿部を突き刺し、更にその後、同人が運転してきた車両の助手席に乗車させ、被告人がこれを運転してその同車内において、Eの左右大腿部、右肩部、腕部、胸部、背部等を前記ナイフで20数箇所にわたり突き刺したり、切り付けるなどし、よって、Eに対し、全治約6週間を要する全身刺創及び切創、右第3、4指伸筋腱断裂等の傷害を負わせた。

そして、同日午前1時20分ころ、Eが被告人の隙を見て前記車両内から逃げだすや、同車を移動させ、住所、氏名を確認して後日Eから金員を喝取する目的で、同車両内にあった同人名義の運転免許証及び同人の父親名義の自動車検査証各1通を窃取した。

(6) Fに対する強盗殺人事件

平成4年3月5日午後4時30分ころ、千

(1) A に対する傷害事件

平成3年10月19日午後4時50分ころ、普通乗用自動車を運転して東京都江戸川区の道路を走行中、先行していたA（当時34歳）運転車両の速度が遅いなどとして立腹し、赤信号に従って同車両が同所付近に停止すると、同車の運転席側に駆け寄り、「とろとろ走りやがって、じゃまじゃないか。」などと怒号しながら開いていた窓から手を差し入れてエンジンキーを回してエンジンを停止させ、降車してきた同人に対し、いきなりその顔面を手拳で数回殴打したうえ、その胸ぐらを掴んで付近の店舗内に連れ込み、同所において更にその顔面を手拳で殴打し、店の厨房内に置かれていた長さ約112センチメートルの鰻焼台用鉄筋で背中と左肘を各一回殴打する等の暴行を加え、よって、Aに対し、全治約3週間を要する頭部胸部打撲、左肘頭部打撲及び挫創の傷害を負わせた。

(2) B に対する傷害及び強姦事件

平成4年2月11日午前4時30分ころ、普通乗用自動車を運転して東京都中野区の路上を走行中、B（当時24歳）が一人で左側歩道上を歩いているのを認めるや、行きずりの同女を殴打暴行して自己の鬱屈した気分を晴らそうという衝動にかられ、道を尋ねる振りをして近づくと、いきなりその口と鼻の辺りを手拳で思い切り数回殴打し、右暴行により、B女に対し、加療約3か月半を要する鼻骨骨折、顔擦過創の傷害を負わせた。そして、座り込んだ同女の顔を見たところ、意外に若かったところから、強

いてB女を姦淫しようと企て、その髪の毛を鷲掴みにして引っ立て、「車に乗れ。」と申し向けて抱きかかえるようにして無理矢理前記車両後部座席に押し込み、病院に連れて行くなどと言って同車を走行させ、B女を被告人方に連れ込み、同日午前6時30分ころ、同所において、前記の暴行を受けて負傷し反抗を抑圧されたB女に対し、更に衣服をはぎ取るなどの暴行を加え、全裸にしたうえ、B女を強いて姦淫した。

(3) C に対する強姦致傷事件

平成4年2月12日午前2時前ころ、千葉県市川市幸町2丁目2番付近路上を普通乗用自動車で走行中、コンビニエンスストアでシャープペンシルの替え芯を購入して自宅へ戻る途中のC（当時15歳）運転の自転車の後輪に被告人運転車両の左前部を衝突させ、C女が自転車もろとも路上に転倒して右膝を負傷したことから、轢き逃げと言われないうえにC女を被告人運転車両に乗せて同県浦安市内の病院に連れて行き、治療後、C女を自宅に送るため同県船橋市方面に向けて走行中、にわかに劣情を催し、強いてC女を姦淫しようと企て、同日午前2時30分すぎころ、同県市川市路上に車を駐車され、同車内において、刃体の長さ約6.7センチメートルの折りたたみ式ナイフを示しながら、「黙って俺の言うことを聞け。」などと申し向けて脅迫し、C女の左手や左頬を切る等の暴行を加えてその反抗を抑圧し、同女を被告人方に連れ込み、午前3時ころから同6時ころまでの間、2回にわたり、同女を強いて姦淫し、その際、前記暴

少年の死刑事件

——千葉地裁平成6年8月8日判決に関する—考察——

覚 正 豊 和

The Death Penalty for Minors

A Case Study of the Chiba District Court Trial of Aug. 8, 1994

Toyokazu Kakusho

はじめに

1994年8月8日、事件当時19歳1カ月の少年であった被告に対し、千葉地方裁判所刑事第一部神作良二裁判長は、死刑判決を言い渡した。(注1) 本判決はたとえ少年であっても「凶悪事件には死刑を適用する」という従来の日本の裁判所の姿勢を改めて明確に示したもので、連続射殺事件の永山則夫事件、名古屋アベック殺人事件など昭和40年代以降9件に及ぶ少年に対する死刑判決である。これら判決の基準は、1948年の最高裁判決であり、死刑の違憲性が問われた事件で「憲法が禁じる残虐な刑罰に当たらない」との判例に従ったものと考えられる。だが、今日、死刑廃止は世界的潮流とするところであり、1993年12月現在、死刑を全面的に廃止している国は53カ国、戦時犯罪などを除いた通常犯罪について死刑を廃止している国は16カ国、過去10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国21カ国とあわせて90カ国が死刑を廃止するに至っている。(注2)(注3)

また、少年法51条は、「罪を犯すとき18歳に

満たない者に対しては、死刑をもって処罪すべきとする。無期徒刑を科し」と犯行時18歳に満たない者に対する死刑の緩和に関する規定を置いている。しかしながら、少年で行為時に18歳を超えている者に対しては死刑さえも科すという実定法上の規定はどう考えるべきであろうか。それは、少年法の精神が活かされたものであろうか。そもそも、少年に対し特別の措置を講じるのは、人道主義的思想に基づくからであり、さらには経験科学の成果に他ならない。

本稿では、1994年8月8日の千葉地裁判決を通して、少年の死刑について若干の考察していくことにする。

1. 事実の要旨

本件は、千葉縣市川市の会社経営者宅に押し入り、一家のうち4人を殺し、残り一人にけがを負わせたほか、別の傷害、婦女暴行、強盗殺人等6つの罪に問われたもので、以下の通りである。